

比例代表選出議員の選挙(全国区)

比例代表選挙は、政党に投票する選挙です。

①投票は政党名で。個人名を書くと無効です。

- 投票用紙には政党の名称、または略称を記入します。
- 候補者個人名を記入すると無効となります。

②政党の選択は、

候補者名簿や政策をよく見て。

- 立候補は政党(政治団体)が候補者名簿を提出して行います。
個人による立候補は認められません。
- 候補者名簿に誰をどのような順位でのせるかは、各政党が決定しますが、その決定は適正に行なうことが求められています。
- 有権者は候補者名簿や各政党の政策をよくみて選ぶ政党を決めます。



③選挙運動は政党が。候補者個人ではできません。

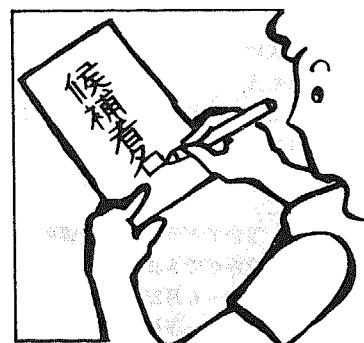
- 選挙運動や選挙期間中の政治活動は、すべて政党が行います。
- 候補者個人による選挙運動はできません。

④当選者は、各政党の得票数に比例して決まります。

- 当選人数は、各政党の得票数に比例して配分されます。
- 当選人は、各政党の候補者名簿に記載された順位により、上位から順に決まります。

選挙区選出議員の選挙(地方区)

選挙区選挙の制度は、これまでの地方区と同じです。

○投票用紙には、
候補者個人名を記入します。

全國区



比例代表選挙

- 政党に投票します

地方区



選挙区選挙

- 個人に投票します